

# 少年たちにあなたの力を

～家庭裁判所の補導委託制度～

家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？	1
受託者に指導していただいていること	2
裁判所から見た補導委託	3
補導委託についてのQ & A	4
通所型の補導委託	6

# 家庭裁判所の補導委託制度をご存じですか？

家庭裁判所の少年審判では、民間のボランティアの方々に、「補導委託先」として協力していただいています。

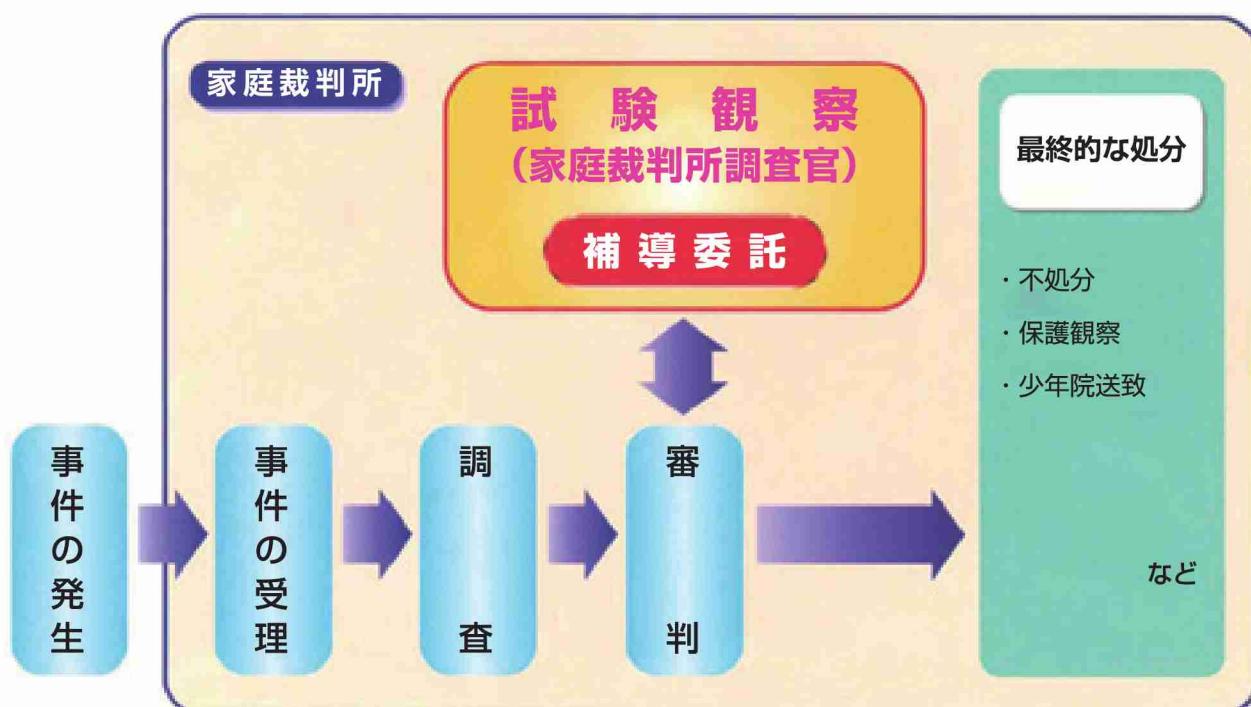
「補導委託」とは、家庭裁判所が少年の最終的な処分を決める前に、民間のボランティアの方に、非行のあった少年をしばらくの間預け、少年に仕事や通学をさせながら、生活指導をしてもらうという制度です。

少年を預かっていただく個人や施設のことを「補導委託先」、補導委託先の責任者の方を「受託者」と言います。

家庭裁判所では、非行を起こした少年について、保護観察や少年院送致などの処分を決めますが、処分を決める前に、しばらくの間少年の生活態度などを見ることがあります。これを「試験観察」といい、担当の家庭裁判所調査官が指定されます。「補導委託」は、この試験観察の中で必要に応じて行われるものです。  
※「少年」には、令和4年4月に施行された改正少年法における特定少年(非行を起こした18歳、19歳の者)も含まれます。



## 少年審判の流れ



# 受託者に指導していただいていること

少年は、人との温かい触れあいを知り、必要な指導を受けることで、大きく変わることができます。



受託者の方には、少年と生活をともにしたり、仕事を教えていただいたりする中で、生活習慣や、社会人としての心構えなどについて指導していただいている。

受託者やその家族の方々と一緒に生活することは、少年が、家族や周囲の人との付き合いの在り方を見つめ直し、非行から立ち直る大変よいきっかけになっています。

補導委託は、建築業、製造業、農家、飲食店、理美容店の経営者などの個人の方々のほか、児童福祉施設、更生保護施設などにお願いしています。

また、少年を自宅から通わせて、職業指導をお願いする場合もあります（6ページ参照）。

## 少年の感想文から

僕がこのクリーニング屋の委託先に来てから、もう3か月がたちました。この3か月間で、僕の周りの環境や生活が一変しました。クリーニングの仕事は初めてでしたが、仕事に対しても、生活に対しても、責任感が付いたと思います。自分勝手なことや相手のことを考えない行動をすると、他の人に迷惑をかけるという当たり前のことに気づいていなかったと思います。仕事を通じていろいろなことを学べたと思います。時には厳しく自分の悪いところを叱ってくれただんなさんや、その場の雰囲気をいつも明るくしてくれたり、とても優しくしてくれた奥さんや、仕事をていねいに教えてくれた委託先の先輩いや、みんなに感謝したいと思います。



# 裁判所から見た補導委託 ~裁判官、家庭裁判所調査官の経験から~

## 第二の故郷

家出を繰り返していたせいか、最初の審判では家族に受け入れてもらえるという自信さえも失っていた彼女。ようやく言えた「家族に信じてもらえるよう頑張りたい。」という言葉を信じ、複数の女の子を預かっていただいている委託先に補導委託を試みました。数か月後、委託を終える審判のときに再会した彼女は、見違えるほど自信に満ちあふれ、「大変なこともあったけど、頑張ればみんなが受け入れてくれることが分かった。委託先に行けて本当によかった。」と堂々と話してくれました。他の子たちとうまく付き合うことができず、泣きながら受託者に相談し、何とか乗り越えることができた日のことを話してくれたとき、彼女の目から涙がこぼれました。人との触れ合いの大切さを学んだ今の彼女なら、もう間違いは起こさない。受託者からの「第二の故郷と思って。」という言葉を支えに頑張っていける。私はそう確信しました。

(裁判官の体験談)

## 自然体の生活を通して

17歳のB君は親元を出て暮らしていましたが、人付き合いが苦手で、職場の先輩や後輩と衝突して仕事を辞めた末、恐喝や窃盗を繰り返しました。そこで、目標が持てずに落ち込んでいたB君を畠の製造販売を営むAさんに補導委託をしました。B君は、Aさんの真剣でおおらかな人柄にほれ込み、率先して作業に取り組みました。また、食事の際の団らんなど、Aさんの奥さんやおじいさんからも、包み込まれるような愛情を受け、自分も親元に戻って農業を手伝い、母や祖父母を助けたいと決意するようになりました。Aさんも調査官も、B君がどんどんたくましくなっていく様に驚かされました。

最終の審判では、Aさんは、B君の母親と祖母の前で、B君の頑張りをほめ、成長ぶりをAさんの家族全員が喜んでいることを伝えました。Aさんとそのご家族は、自然体の生活を通してB君を立ち直りへと導いていったのです。

(家庭裁判所調査官の体験談)

## 父にとっての補導委託

少年は仲間とバイクを無免許運転し、事故を起こして家庭裁判所に送られてきました。少年の父は、一代でサイクルショップを大きくした人でしたが、店の後継ぎとして少年に大きな期待をかけた反面、親としての対応は甘くなりがちで、少年にどう接していくべきか悩んでいました。

少年は、工場を経営する受託者に預けられましたが、委託先でもなかなか仕事にやる気を持てないでいました。そこで、受託者は「雇主としては大目に見ても、親の立場としては見過ごせない。」と少年をきつく諭し、ねばり強く指導されました。その様子を知った少年の父は、「私も受託者のように息子を育て直せる大人になりたいですね。」と少し照れながら話しました。子を愛するということはどういうことか、少年の父も受託者から多くを学んだようでした。

(家庭裁判所調査官の体験談)

# 補導委託についてのQ&A

Q 受託者となるためには、何か条件があるのですか。また、特別な資格などは必要ですか。

A

受託者になるための条件はありません。また、特別な資格も必要ありません。家庭裁判所と密に連絡をとりながら愛情と熱意を持って少年を指導していただけれること、それだけです。

ただ、少年を預かって、生活全般についての指導をしていただくことになりますので、適当な環境や設備を備えていること、少年の秘密を守ることなどに配慮していただいているます。



Q 少年は、どのくらいの期間、補導委託先に預けられるのですか。

A

少年の状況に応じて異なりますが、3ヶ月から4ヶ月程度、補導委託先に預けられ、その様子を見て最終的な処分が決められることが多いようです。



Q

少年を預かったときにつかかった費用はどのようになるのでしょうか。  
また、受託者に報酬は支払われますか。

A

受託者への報酬はありませんが、実際に少年を預かっていただいたときは、少年のために必要となった食費、交通費、被服費、日用品費などについて、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をあ支払いしています。

Q

少年の指導に困ったり、指導がうまくいかないときには、どうすればよいのでしょうか。

A

担当の家庭裁判所調査官に相談してください。

補導委託の期間中は、受託者が実際に少年を指導しますが、担当の家庭裁判所調査官も、月に1、2回程度は補導委託先を訪れて少年や受託者とお会いし、少年の生活の様子などをあ尋ねしたりします。また、電話や書面などでも受託者とよく連絡をとるようにしています。

補導委託がうまくいくためには、補導委託先と家庭裁判所が協力することが大切です。少年のことで困ったことがあれば、どんなことでも家庭裁判所に相談することができます。

